

新宿区教育委員会会議録

平成23年第6回定例会

平成23年6月1日

新宿区教育委員会

平成23年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年6月1日(水)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 3時51分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	委 員	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人
統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘	統 括 指 導 主 事	長 田 和 義

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 主 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 主 査	

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第48号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第49号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

### 報告

- 1 平成22年度第新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況について（教育調整課長）
- 2 新宿区緊急震災対策について（教育調整課長）
- 3 平成22年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について（教育指導課統括指導主事）
- 4 教科書展示会等について（口頭）（教育指導課長）
- 5 新宿区不登校対策委員会の設置について（教育支援課長）
- 6 平成24年度新一年生受入可能学級数（学校運営課長）
- 7 津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会要望書について（副参事「学校適正配置等担当」）
- 8 自己情報非開示決定に対する異議申立てにかかる情報公開・個人情報保護審査会の答申について（教育調整課長）
- 9 その他

---

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第6回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

---

◎ 議案第48号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

◎ 議案第49号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第48号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 議案第49号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第48号議案並びに第49号議案を議案概要に基づきまして御説明いたします。

まず、第48号議案、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則です。

概要をご覧ください。

東日本大震災による被害が甚大であり、官民間問わず自発的意思に基づくボランティア活動が広く行われております。そして、東日本大震災の被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするという目的で、ボランティア活動の対象地域あるいは休暇の上限日数の特例を定めるというものです。

これにつきましては、人事院の規則の改正に伴うもので、区長部局と同時に改正するものです。

改正内容ですが、まず(1)ボランティア休暇の対象となる地域の拡大ということで、災害の場合、ボランティア休暇は「被災地又はその周辺の地域」を対象としているが、特例で「東日本大震災の被災地又はその周辺地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とするというのが1点でございます。

もう1点は、(2) ボランティア休暇日数上限の引き上げということで、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）内でボランティア活動を行うに当たっては、年間5日であったものを7日に引き上げるという内容です。これにつきましても、人事院規則あるいは東京都と同様の措置でございます。

適用期間につきましては、平成23年12月31日までということで、施行日は公布の日から施行するという内容でございます。

引き続きまして、第49号議案、新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則です。概要をご覧ください。

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる地域、これは政令で定める特例被災区域と申しておりますが、において被災し、新宿区に避難してきた方に対し、区立幼稚園の入園料及び保育料の減免を行うための特例を定めるということで、新宿区立幼稚園条例施行規則第14条第1項第5号に附則で東日本大震災に係る入園料及び保育料の減免の特例を設けるということです。具体的には本則で入園した日の属する月の翌日以降とあるものを、当該年度中の入園料、保育料について減免するという内容に変更するものでございます。

施行日は、公布の日から施行するという内容です。

以上で説明を終わります。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第48号について、御意見、御質問をどうぞ。

○石崎教育長 官民挙げてという流れの中で、特に質問はございません。

○松尾委員長 他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第48号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第48号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第49号について御意見、御質問をどうぞ。

○熊谷委員 この議案に直接ではありませんが、もしわかれば教えていただきたいのですが、本日の段階で実際に新宿区で受け入れている被災区域の幼稚園児あるいは保育園児、そういう方は実際にはおられるのですか。

○学校運営課長 現時点で幼稚園に入園している被災児童ですが、3歳児1人、4歳児1人、5歳児2人、合計4人でございます。保育園は具体的には聞いておりません。

○熊谷委員 やはりおられるんですね。そういう方が今回の減免対象になるということですか。

○学校運営課長 そのとおりでございます。

○松尾委員長 先ほどの議案第48号にいたしましても、議案第49号にいたしましても、これは附則の部分の改正という形になってはいますが、このように、今回東日本大震災という特別に甚大な災害が起きました。そういうことについての特例的な対応というのは、おおむねこのように附則の改正で行うという理解でよろしいでしょうか。

○教育調整課長 今回の東日本大震災につきましては、あくまでも異例中の異例ということでございますので、それらの対応につきましても、やはり附則で暫定的に行うということでございます。

○松尾委員長 今後、こういった非常に甚大な災害が起こるということを予測して、それに応じた対応をあらかじめ整備していくということも考えられると思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○教育調整課長 基本的には今回は特例ということで、早急にこういった対応で附則で定めさせていただきました。今、委員長がおっしゃるような根本的な部分については、また別途そういった検討も、必要であればしていくことになろうかと考えております。

○松尾委員長 わかりました。

他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第49号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第49号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

- 
- ◆ 報告 1 平成 2 2 年度第新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況について
  - ◆ 報告 2 新宿区緊急震災対策について
  - ◆ 報告 3 平成 2 2 年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について
  - ◆ 報告 4 教科書展示会等について（口頭）
  - ◆ 報告 5 新宿区不登校対策委員会の設置について
  - ◆ 報告 6 平成 2 4 年度新一年生受入可能学級数

◆ 報告7 津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会要望書について

○松尾委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

○石崎教育長 報告8「自己情報非開示決定に対する異議申立てにかかる情報公開・個人情報保護審査会の答申について」は、個人情報の保護及びその争訟に係る案件であり、公開による報告の場合、率直な質疑ができないおそれがありますので、非公開による報告をお願いいたします。

○松尾委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

「報告8 自己情報非開示決定に対する異議申立てにかかる情報公開・個人情報保護審査会の答申について」を、非公開による報告を受けることに異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 それでは、まず報告1から報告7について一括して説明を受け、質疑を行い、その後、報告8を非公開により報告を受けます。

事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、私から報告1、2につきまして御報告いたします。

まず、「報告1 平成22年度第新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況」でございます。

まず資料の1ページ、公文書公開請求等の状況です。

平成22年度の公文書公開請求等の状況につきましては、請求申し出件数が、平成22年度分が16件、うち任意公開申し出が7件となっております。平成21年度未決定分が1件ということで、これにつきましては、内訳のところにある一番上の午後2時半の見守り放送に関する新宿区教育委員会が作成または取得した文書、これが当たります。

そして非公開が2件ありまして、これにつきましては、ナンバー4の区立小学校及び中学校における全国学力・学習状況調査の学校別の各科目平均点一覧、それと2ページの16番、中央図書館、新宿区立戸山・北新宿・中町・四谷・大久保・角筈図書館の指定管理者申請に係る申請書類、この2件が非公開という扱いでございます。

次に、3ページが自己情報開示請求の状況です。これにつきましては、平成22年度は、平成21年度未決定の1件を処理しております。内容は小学校教諭と特定保護者間の連絡帳の写しです。

次に、4の自己情報訂正請求の状況、また5番の自己情報利用停止請求の状況については、実績はございません。

次に、4ページにまいりまして、平成22年度非開示決定した、先ほどの小学校教諭と特定保護者間の連絡帳の写しの交付について、異議申し立てが行われました。内訳のところ、審査会答申等未決定になっていますが、これにつきましては、諮問に対する答申が平成22年度中に出されておられませんので、未決定という扱いになっております。

次に、5ページ、個人情報業務登録の状況ということで、業務登録件数としては662件ございます。内容につきましては一覧を添付しております。

次に、8の個人情報ファイル登録の状況です。件数は52件、これにつきましても一覧が添付されておりますので、御参照ください。

次に、9個人情報業務委託の状況で、教育委員会所管としては19件、件数が挙がっています。内容につきましては、一覧のとおりです。

次に、10の目的外利用の状況、11の外部提供の状況、12の本人外収集の状況、13の電子計算機の結合の状況につきましては、ともに件数としてはゼロです。

次に、14番、指定管理者による管理の状況ということで、22年度につきましては、四谷・大久保・角筈図書館、これが新たに指定管理者制度による管理となりまして、都合7件、7施設です。

次が、15番、個人情報を取り扱う事務に係る実習生の受入状況、これにつきましては、全体で3件です。

引き続きまして、報告2に移らせていただきます。

報告2は、新宿区の緊急震災対策についてです。資料に平成23年5月20日政策経営会議決定となっております。区の政策経営会議で決定を受けたものでございます。教育委員会所管にかかわる部分がありますので、全体として説明させていただきます。

まず、趣旨ですが、本対策は、今回の東日本大震災を契機とし、これまでの施策を見直すとともに、緊急に対応すべき課題についてその対策を取りまとめ、震災時における区民の安全確保と応急的業務の遂行を図ることを目的とするということです。

2番、その対策の基本的な考え方で、①として、緊急性や財政状況などを総合的に勘案し、実現可能な取り組みから早急に実施する。②として、震災時における区民の安全、区民の支援策に重点を置いた対策に取り組む。③として、早急に実現可能な事業は区議会第2回定例会に補正予算を計上する。また課題等整理を要するものについては、今後の補正予算や第二次実行計画の中で明記するというところでございます。

こういった基本的な考え方に基つきまして、3の対策の取り組み内容でございます。



I といたしまして、緊急対策事業で、項目だけ申し上げますと、①として全区有施設の安全点検、②といたしまして備蓄物資の補充・追加購入、③といたしまして建築物等耐震化支援事業、④といたしまして非常用発電機及び照明器具の配備、⑤として二次避難所、福祉施設関連ですが、この備蓄物資等の整備です。

II といたしまして、区有施設の補修等ということで、①本庁舎補修工事、②新宿文化センターの補修工事、③角筈特別出張所等の区民施設の補修工事が挙がっています。

III、耐震未実施区有施設の考え方とその対応です。①に中央図書館が記載されています。併設は、西部工事事務所等です。

当該施設は老朽化が進んでおり、耐震補強工事を行ったとしても施設としての機能を果たすことが困難であるため、適切な時期をとらえて施設を解体する。現中央図書館は、新中央図書館の建設予定地である旧戸山中学校を仮施設として移転するということです。あわせまして移転後の現中央図書館跡地につきましては、落合の地域図書館を含む施設活用を検討する。なお、新中央図書館のスケジュールについては改めて判断することとするという方向が出されています。

あとは、②で区民健康センター、③で大久保第二保育園、④で赤城の生涯学習館、それぞれの考え方、対応が記載されています。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**統括指導主事** 私から「報告3 平成22年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について」御報告いたします。

この調査は、平成22年10月26日に実施し、本年3月10日に東京都教育委員会から公表されたものでございます。調査は小学校4年生と中学校1年生を対象とした基礎的・基本的な事項に関する調査と、小学校5年生と中学校2年生を対象とした読み解く力に関する調査の、2種類が行われました。

この読み解く力に関する調査の読み解く力については、※印でお示しいたしましたけれども、東京都教育委員会の報告書に、文章や図表等から必要な情報を正確に取り出し、比較・関連づけて読み取り、その意図や背景、理由を理解・解釈・推論して解決する力と示されています。今回改訂されております学習指導要領の経緯に示されているOECD経済協力開発機構が実施しているPIISA調査の読解力に関する調査を踏まえた問題が出題されています。

ここで少しお時間をいただきまして、委員の皆様の問題をご覧いただきたいと思います。

3枚目をご覧ください。

一昨年は親子の会話から話題となっている国名を地理と歴史に関する知識を活用して選択する問題を御紹介いたしましたが、今回は小学校5年生の理科の問題を参考にして、3つの評価の観点を御紹介したいと思います。

問題の概要は、みちこさんのグループは、図1の校舎を真上から見た図のAからDで地面の温度をはかりました。図2の①から④のグラフは、AからDのいずれかの地面の温度変化をあらわすグラフが示されています。

右側をご覧ください。(1)は、②のグラフで午前8時から正午までに地面の温度が何度上がったかを問うています。必要な情報を正確に取り出すということを調査する問題です。グラフを正しく読み取ることができれば、正解はウの8度を導くことができます。この問題の平均正答率は84.7%でした。

(2)は、①から④のグラフの中で午前8時から午前11時までの地面の温度変化が同じ組み合わせのものを問うています。比較・関連づけて読み取る力を調査する問題です。図2の4つのグラフを見比べて同じ変わり方をしているグラフを見つけ出すことができると、正解のイとウ、①と④、②と③のグラフであるということがわかります。この平均正答率は66.9%でした。

(3)は、①から④のグラフは、それぞれ図1のAからDのどの場所の温度の変化をあらわしているグラフかを問うています。意図や背景、理由を理解・解釈・推論して解決する力を調査する問題です。太陽は東から昇って南の空を通過して西に沈むという知識をもとにして、校舎の陰のでき方を考えて、グラフの温度変化の様子を組み合わせ、該当する場所とグラフを選ぶことができると正答を導くことができます。この正解は、ア、Aと④、Bと①、Cと③、Dと②となり、平均の正答率は45.8%でした。

2枚目にお戻りください。調査結果について御報告いたします。

小学校、中学校ともにこの3つの観点すべてにおいて全都の平均を上回っていました。全体平均正答率は、小学校は全都が65.2%、新宿区は69.8%で、4.5ポイント上回っていました。中学校は全都が49.3%、新宿区は53.0%で、3.7ポイント上回っていました。全体的にはおおむね良好であったと言えますが、先ほど御紹介した理科のグラフと場所を選択する問題や、国語の長文の中から重要語句を見つけ出す問題などに、課題が見られました。

なお、同時に行われました小学校4年生と中学校1年生を対象にした基礎的・基本的な事項に関する調査については、都から抽出された抽出校約10%と、希望する学校により国語と算数・数学について実施されました。本区では全校が希望しており、全校実施しております。

こちらの結果については、抽出校であるため、問題ごとの全都の正答率が明らかになっているのみで、区市町村別の結果は公表されておられません。

今後、各教科や総合的な学習の時間等において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、身につけている知識・技能を相互に関連づけながら解決し、思考力・判断力・表現力等を高める指導をバランスよく身につけさせるような授業を工夫するように、各学校に指導してまいります。

1枚目にお戻りください。

結果の活用についてです。3月10日以降に、各学校に調査結果と一人一人に個人票を送付いたしました。児童・生徒は、個人票をもとにして学習目標を設定するなどの取り組みを行います。また教員は、児童・生徒のつまづきを把握して、指導方法の工夫改善を行います。学校ごとに作成する授業改善推進プランの作成資料として今後活用してまいります。

以上で報告を終わります。

**○教育指導課長** 「教科書展示会等」につきまして、口頭で御報告申し上げます。

教科用図書採択に係る教科書については、保護者や地域の皆様にもご覧いただけるよう、教科書展示会を実施しています。これについては、教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づきまして、文部科学大臣の指示する時期に毎年度法定展示会を行うことになっております。今年度は6月17日金曜日から6月30日木曜日の14日間行うことと定められておまして、教育センター、中央図書館、そして本庁舎の4階教育指導課の相談室で展示をする予定でおります。

あわせて、4年に一度の大きな採択がえがあります本年度につきましては、東京都教育委員会が独自に法定展示会に先立つこと10日間、特別展示会を実施することとなっております。今年度は6月3日から6月16日まで開催することとなります。場所につきましては、教育センターと教育指導課の相談室でございます。

なお、展示会につきましては、ホームページで既にお知らせしてありますが、今後、広報しんじゅくでも区民の皆様にも周知をする予定でございます。

以上です。

**○教育支援課長** それでは、「報告5 新宿区不登校対策委員会の設置」につきまして御説明いたします。

文部科学省が実施いたしました平成21年度の問題行動調査における新宿区の不登校者数ですが、小学校で36人、出現率0.45、中学校で115人、出現率4.05となっております。この

値は全国平均である小学校の出現率0.32、中学校2.89と比較いたしましても高い数値となっております。こうした背景のもと、これまで新宿区では校長、副校長会などの機会をとらえまして、不登校問題に対する理解、取り組みについて学校に働きかけるとともに、具体的事例に対しては、生活指導主任や教育相談担当者を通して、児童・生徒へのかかわり方などの指導・助言を行ってまいりました。

しかしながら、現状といたしましては、毎年中学校3年生が卒業し、本来であれば対象者数が減っていくはずであるにもかかわらず、新たな不登校児が発生することで出現率が減らないことから、今回新宿区立の小・中学校における不登校をめぐる諸問題につきまして、現状や対応に対する事項を協議・検討し、児童・生徒への適切な指導・援助の推進に資することを目的に、不登校問題に特化した形の対策委員会を設けるものでございます。

構成員につきましては、区立の小・中学校長会における不登校対策担当校長、具体的には今年度、小学校は愛日小学校、中学校は西新宿中学校となりますが、及び小・中学校不登校対策担当教員の代表、教育センター内にある教育相談室、適応指導教室、これはつくし教室でございます。両室の室長、教育委員会事務局の指導主事の計7人で構成するものでございます。

次に、担当者連絡会の設置についてですが、この不登校対策委員会には、委員会で検討し、策定した方針、施策を各学校において具体的に組み込んでいただくことになる不登校対策担当教員を構成員といたしまして、不登校対策担当者連絡会を設置いたします。この不登校対策に関する役割につきましては、これまでの生活指導主任とは別に、新たに学校内に設けるもので、今年度から各学校に1名、不登校対策を担う教員がいることになるものです。

本委員会が所掌する事務につきましては、(1)から(5)に記載のとおりですが、特に今年度につきましては、今のところまだ仮称ですが、新宿区不登校対策マニュアルを作成いたしまして、それらを活用した不登校の未然防止の取り組みや、教職員への理解、啓発を図っていく予定です。

最後に、委員会等の開催スケジュールについてですが、不登校対策委員会につきましては年3回、不登校担当者連絡会につきましては年5回の開催を予定しており、開催月につきましては表に記載のとおりです。

報告は以上です。

**○学校運営課長** 報告6、平成24年度新1年生受入可能学級数について御報告いたします。

まずは小学校についてです。小学校は来年度35人学級対応でございます。新1年生受入可

能学級数において、平成24年度と平成23年度が異なる学校について御説明いたします。

津久戸小学校につきましては、現在普通教室が10室あり、今後普通教室に転用が可能な教室が2室、やむを得ない場合、無理をすれば普通教室に転用が可能な教室が1室あり、最大13教室を確保できます。一方、津久戸小学校の通学区域内における児童数は増加が見込まれています。平成23年4月1日現在の5歳児が39人、4歳児が61人、3歳児が70人、2歳児が62人、1歳児が79人、ゼロ歳児が87人です。6年後には1年生から5年生までで12学級になる可能性があります。したがって、現在の5歳児が来年度に新1年生になる際の学級数は1にしておく必要があります。5歳児が39人という人数からして、学級数1は可能と考えております。

次に、市谷小学校につきましては、通学区域内の5歳児の人数が71人であり、将来の普通教室の確保の観点から、平成24年度は2としました。

落合第四小学校につきましては、通学区域内の5歳児の人数が95人であり、将来の普通教室の確保の観点から見ても、平成24年度に3が可能であり、3といたしました。

続きまして、中学校ですが、中学校は40人学級対応です。平成24年度の新1年生受入可能学級数は、すべての学校において平成23年度と同様でございます。

以上で御報告を終わります。

○副参事（学校適正配置等担当） それでは、津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会の要望書が提出されましたので、御報告申し上げます。

まず、この要望書の位置づけですが、2ページの中ほど合意文書の下から4行にありますように、統合の必要性がなくなったという合意が主文ですが、なお書き以降、江戸川小の児童数が増加傾向で推移していくための方策をはじめとして、両校のよりよい教育環境を整備していくための方策を、今後も津久戸小学校・江戸川小学校統合等検討協議会として検討した上で、新宿区教育委員会に対して提言をし、その趣旨が反映されることを強く要望するものです。要望書はこのような形でつくられております。

こちらの合意文に基づいて、5月23日に開催されました第10回統合等検討協議会で取りまとめられたのが本要望書という位置づけでございます。

続きまして、全体で10ページありますので、全体の構成あるいはただずまいについて先に確認をさせていただきます。

同じ2ページの下から5行目、「以下に」というところから後のところにポイントが書かれておりますので、読みながら御説明申し上げます。

以下に「江戸川小の児童数増のための方策」と「両校のよりよい教育環境を整備するための方策」についてということでございますので、この2点がポイントということでございます。その上で、要望の趣旨と具体例をまとめましたということで、要望の趣旨とそれに伴う具体例というのが分かれているということです。

ちなみに、具体例も協議会の皆さん全員でおおむね合意したものと、それから、たとえお一人の意見であっても、いわゆる少数意見の形で載せております。具体的には4ページをご覧くださいませでしょうか。江戸川小の児童増のための方策の(4)ですが、こちらに例えば協議会の各委員から出された意見(一例)ということで、3行目以降、なお、これらの意見は委員個人の見解に基づくものであり、協議会の一致した意見ではないというようなただし書きを入れながらも、個別の意見をすべて掲載しているということでして、逆に申し上げれば、この(4)以外のところに書いてある内容等々については、協議会の皆様方で一致した方向性であると御理解いただければよろしいと思っております。

2ページに戻りまして、後ろから3行目から読ませていただきます。要望の中には実現困難なものもあろうかと思いますが、教育委員会の皆様におかれましては、各要望の趣旨をかんがみと書いておりまして、繰り返しになりますが、要望は個人の意見もすべて載せておりまして、我々は要望を受ける側ということですので、我々のほうからそれを削るというようなことは当然やっております。そういったようなことを協議会の中でも御理解をいただいているという中から、実現困難なものもあろうかと思いますが、このように書いてあります。

ただ、一方で、要望の趣旨についてはしっかり理解をいただいて、その趣旨を達成できるような形での検討・実施を要望するというような流れになっております。

なお、補足をいたしますが、全体の文章そのものが教育委員会に対する要望書という体裁になっておりまして、取りまとめの段階で、この表現では、例えば第三者が読んだときにわかりづらいのではないかなという意見もありましたが、あて先が教育委員会ということで、教育委員会のほうで理解いただければそれでいいんだという整理で取りまとめておりますので、中には少しわかりづらい点等々が一般の方々から見てもあるかもしれませんが、その辺は御容赦いただければということでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

上から8行目からアンダーラインが引いておりまして、これが協議会としての最重要の要望事項ということ。全部読むのは割愛させていただきますが、その下に黒丸が3つございます。これが具体的になっておりまして、まず学校選択制度などの諸制度の見直し及びそ

の運用の改善というのが最重要課題ということになっておりまして、以下、子ども園などの子育て支援施設の併設、これが重要課題、そして特色ある教育活動への支援、こういうような形で具体的に列挙されております。

次に、最後です。6ページに要望のもう一つの柱であります、両校のよりよい教育環境を整備するための方策ということで、内容的にはどちらかというとな津久戸小学校を対象としたものが多いわけですが、江戸川小も含めて、延伸されていた修繕計画等があれば、そういったものは早期に実施をお願いしたい。それから、津久戸小の普通教室がだんだんなくなってきている、将来に向けて確保をお願いしたいというようなことが主要な要望となっております。

中身については以上ですが、平成22年8月に統合等検討協議会を設置し、以来、協議会が10回、そして懇談会が3回、そして準備会が1回、計14回開催いたしまして、委員の皆様の御尽力によりまして、このような形の要望書の提出ということになりました。

要望書が提出されましたので、本協議会は解散ということになるわけですが、委員の中には、この要望書の取りまとめに当たって、最後の最後までもう一回読み直してみただけけれども、どうもこれをやってくれ、これをやってくれというばかりに見えてしまう。そうじゃなくて、地域もPTAも保護者も、今までも努力もし、これからも努力するので、その一環の中で教育委員会にもお願いしたいことがあるということをごどのようにしたら表現できるかというように御工夫いただいた委員の方もいらっしゃるれば、実はお子様が小学校を卒業されて、もう中学校に行かれていますんだけれども、また別のアドバイザーというような形でも最後までかかわりたいと。こういうことで最後の最後まで御尽力いただいた委員の方もいらっしゃるということをつけ加えまして、報告とさせていただきます。

以上です。

○松尾委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○白井委員 今年度の1ページの公文書公開請求が、21年度が1件だったのに対して16件というかなり多い件数になっているようではございますけれども、情報公開の請求が来るとするのは区政への関心が高いということで大変いいことだと思いますが、特に今年多かった理由とか、背景とかそういうのはありますか。

○教育調整課長 今回16件、22年度分となっておりますが、この21年度の1件というのは未決定分ということで、ちなみに21年度の数字を申し上げますと、16件に対する21年度分は7件

ということでございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問はございますか。

この個人情報保護制度の項目というものは、別途条例等で決まっているのでしょうか。

○教育調整課長 基本的にはこの項目については条例で決まっているということです。

○松尾委員長 項目13の電子計算機の結合の状況というものは、具体的には何を意味するのでしょうか。

○教育調整課長 これにつきましては、外部の電子計算機とオンライン結合は、原則禁止しているわけですが、本人の同意あるいは審査会の諮問があれば、そういったものは許されるということで、外部とのオンライン結合の項目です。

○松尾委員長 それは具体的には教育委員会ないしは区役所にある計算機のサーバーにアクセスすることの許可を求める、それを許可する件数ということなのですか。

○教育調整課長 住基情報ですとかそういったものについては、基本的には外部提供という形に当たるわけですが、そういったものが該当するというので、教育委員会独自でこういったものが該当するというケースは余り考えられないというようなことです。

○松尾委員長 わかりました。

ほかに何か、御意見、御質問はございますでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告2について御意見、御質問のある方はどうぞ。

緊急対策事業の中の全区有施設の安全点検（総務部）とありますが、これは全区有施設でありますから、教育委員会と関係する、例えば学校施設なども含まれるという理解でよろしいですか。

○教育調整課長 基本的には区有施設ということですので、学校も含めた点検と理解しております。

○松尾委員長 具体的な点検内容につきましては、学校設備である場合には、学校設備特有のポイントと申しますか、その点検のやり方については、そういう部分があるかと思えますけれども、そのあたりについては何か御検討なさっていますでしょうか。

○学校運営課長 これにつきましては総務部の施設課が全庁的に行うということで、学校も当然含まれます。これの全体的な概要については会合がありまして説明がありましたが、まだ具体的に、どのようにしていくかはこれから打ち合わせということになっています。そういう意味では、確かに今、委員長が御指摘のように、学校特有の部分もこれはあるかと思えます。いわゆる児童・生徒が使う部分、それから特別教室等の特殊な面もあります。そういう



ところについては、この打ち合わせの中で、その点検の方法等についてもこれからしていきたいと考えます。

○松尾委員長 それから、④の非常用発電機及び照明器具の配備とありますが、これは学校施設等も該当するのでしょうか。

○教育調整課長 非常用発電機等につきましては、とりわけ地域センターですとか一般の区民の方々が出入りするようなところに重点的に配備するという話でして、特に学校全校にこういった電源、発電機を置くという話は聞いておりません。

○松尾委員長 そのほか、5番と関連しますけれども、二次避難所確保（福祉施設）とありますが、区立学校も避難所になることになっておりますね。そこについては、今回は5番との関連で何かございますでしょうか。

○教育調整課長 基本的に学校につきましては一次避難所ということで、今回の帰宅困難者は想定外でございましたが、当初からそういった地域住民の方々のために備蓄物資は配備されているわけです。今回、福祉施設ということで、二次避難所の部分についてもそういった備蓄の関係を見直そうという話でございますので、学校の一次避難所については、当然今回使用した部分については補充などの話があると思っておりますけれども、今回重点的に行うのはそういった二次避難所、福祉関連施設に備蓄を補充するというところでございます。

○松尾委員長 一次避難所と二次避難所はどのような違いがあるのですか。

○教育調整課長 一次避難所というのは一義的に、一次というぐらいですから、まず避難所として開ける施設で、さらに必要がある場合、拡大して避難所として開設するのが二次避難所という位置づけになっております。

○松尾委員長 一次避難所が不足した場合に二次避難所を開設するというのでしょうか。

○教育次長 二次避難所につきましては、福祉施設とかそういうところが多いので、いわゆる障害を持った方とかお年寄りとか、あるいは母子とか、そういう方を優先して収容するということになると思います。畳があるところも多いということがあります。

○松尾委員長 よくわかりませんが、一次避難所と二次避難所は、性格的に施設の違いによるものなのですか。つまり一次は短期で二次は長期とか、一次と二次の違いというのは具体的に申しますとどうですか。

○教育次長 先ほどの教育調整課長の説明のとおりで、基本的には一次避難所でございます。その中で、体育館とかそういうところでは厳しいなというような方が、暖も取りやすい、あるいはくつろげるといいますか、そういう環境が必要な方に優先的に振り分けるということ

になります。

○松尾委員長 よくわかりました。

ほかに何か、御意見、御質問はございますでしょうか。

特になければ、次に、報告3について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○白井委員 報告3の調査結果の活用(2)のところについて御質問いたします。

この調査結果の活用として、学校ごとと個人に個人票が配られて、そして児童・生徒一人一人が自らの課題を把握し、学習目標の設定をするというような活用がなされているということですが、具体的にはどのような活用がなされているのでしょうか。

○統括指導主事 児童・生徒には一人一人にA4一枚程度の個票が配られます。個票には全都の平均正答率と個人の結果が1問観点ごとに示されています。全都でのこの観点は何%正解でした、あなたは何%です。加えて、そこに記入欄がありまして、自分ではこの結果を踏まえてどんなことを目標としたいかということを書く欄がございます。それを受け取って家庭で書いて、あるいは学校で書いて、先生と、あるいは保護者と共通の目標を設定し、以降の学習、学校生活に役立てるといようなものでございます。そこで学習の結果を踏まえて目標を立てるとい活用の仕方をしてしています。

○白井委員 まず、その一つで、今言った個人票のサンプルみたいなのを、どのようなものなのか、見せていただければという要望が1つと、それから、今それをもとに学習目標設定を教師と家庭も含めてやるということでしたが、これが3月に送付されていて、学年も担任もかわってしまうと思います。そういう意味で調査結果が出て、個人票をいただいた後の目標設定を立てたものを、次の学年の担任等々とどうい連携のもとに活用されているのか、その辺もお聞きします。

○統括指導主事 例年ですと、この学力調査の時期そのものが1月に実施をして、翌年の子どもたちが中3になった6月ごろに返却されているものでした。ところが、平成22年度については10月に実施と、いつもよりも時期がずれてしまいましたものですから、3月の時期に調査結果の返却ということになりました。ただ、これらの結果については、先ほど申し上げたようにそれぞれ子どもたちに、返却されるものですし、学校としてもこれからの、年度が変わってしまいますけれども、継続して課題を共有し、授業改善推進プランという学校の授業をどう組み立てていくかということの作成に生かされるものと考えています。

○白井委員 多分学校単位ではそういう授業改善のプランに役立っているのだらうと思いますが、やはり個人の学力向上は学校だけではできなくて、家庭教育の重要性ということが言わ

れています。しかし、家庭においてはそれを客観的に見たり分析してある資料はなかなかないので、その辺はやはりこういう機会のときに活用できるような形で御指導いただければと思います。

○**統括指導主事** 学校によっては、今回は活用できませんでしたけれども、この結果を三者面談で活用したいというところもあるようです。それから、先ほど申し上げました個人票ですが、例えば国語という結果を見ての感想を生徒が書いて、その中で学習の反省と頑張ろうと思うことなどということで、授業中は集中して取り組むとかというチェックボックスがあり、そこに記入して、またさらにつけ加えるようだったら記入すると、こういう形のものでございます。後ほどお配りいたします。

○**白井委員** 目標設定のところまではわかりました。設定した後、実際にそれをやっているかどうかというような部分のチェックというのは、そこまでの指導というのはしているのでしょうか。目標は立てられると思うんですけども、その1年後ぐらいのところまでの指導の件はどうなのかなと思いましたのでお聞きします。

○**統括指導主事** これは、この学力調査の調査結果のみならず、やはり学校では生徒・児童一人一人に学習の目標というものを立てさせます。それを1年後ではなく、まさに月ごとであったり、あるいは学期ごとであったり、その目標が達成できたかどうかを踏まえるという学習指導は継続的に行っているところです。

○**松尾委員長** ただいまのお話で、学習目標というのは具体的に、例えば足し算ができるようになるとか、そういう何か具体的なものができるようになるということはわかりやすいですけども、読み取れるようになるというような、あるいは解釈できるようになるというようなことというのは、なかなか生徒個人、自分ではわかりづらい部分があるかと思いますので、それに対するサポートというのは、やはり周りがしてあげる必要があるのではないかと思います。その辺のことも含めて、家庭と学校と協力しつつ、うまい形でやれるといいなというのが僕の考えることです。

○**統括指導主事** この調査結果を子どもたちに返却するとき、同時に、学校ではぜひこの結果をもとに親子で話し合ってくださいということを申し添えて個人票を持ち帰らせますので、その部分では家庭と連携は図れると考えていますし、また、なかなか本当に読み取れているかどうかという評価、足し算、引き算ができるかということではないので、一概にすぐ評価できないのですけれども、そこはやはり進歩を認めながら学校では継続して指導していくこととさせていただきます。

○松尾委員長 正直申し上げて、中学校2年生で親子で話し合うというのは、なかなか率直に話し合うのは難しい感じがいたしますので、ぜひ学校のほうでうまくやっていただければと思います。親の立場から言いますと、三者面談の話が出てきましたけれども、親のほうから先生に、この結果をどのように読み取って、どのようにやっていったらいいのですかという御相談はもちろんしていいと思いますけれども、そのような親のほうから相談できるような雰囲気づくりというの、とても大切かなというように考えます。

○教育指導課長 1点補足ですが、先ほど白井委員からお話があった、調査をしてから返るまで余りにも時間があるのではないかと。これについては、この調査は東京都教育委員会が実施しているものですが、この調査の目的は、全都の小・中学校の状況を把握すること。もう1点は、できるだけ早くそれを返却して、子どもの今後の学習に生かすということなのですが、この後者の部分がなかなか難しいということ、東京都教育委員会も認識しているようです。平成23年度の調査については、小学校5年生と中学校2年生を対象として、国語、社会、算数、数学、理科、英語の5教科を7月に実施することが予定されています。

また、その返却を早めるために、自校採点という方法をとろうということの御提案が今、来ているところでして、それを行うことによって、これまでより多少早く結果がわかって、子どもたちに返せるのではないかとというようなことが、今、論議されているところです。まだ決定はしていませんが、そういった方法も踏まえて、今年度の調査の報告のあり方、課題を整理しまして、来年度以降は、よりスピード感を持って、子どもたちに今後の学力の向上のためのアドバイスができるよう、新宿区としてのシステムを今、検討しているところでございます。

○熊谷委員 大変立派な調査を東京都にさせていただいて、資料の調査結果の活用というのは、これは東京都の教育委員会の活用の方針ですか。それとも新宿区ですか。

○統括指導主事 この活用の仕方については、東京都からも示されているものです。ただし、区としても、これをそれぞれ学校に返すときに改めて確認をするという作業をしております。

○熊谷委員 それでお聞きしたいのは、白井委員は2のところが重要だとおっしゃったのですが、私は同じように3が、教員がどうするかというのは非常に重要で、その家庭とか社会の教育も大切ですけれども、やはりこの調査結果を教員が、ここに書いてあるように児童・生徒のつまづきを、つまづきというのは、どういふのをつまづくのかわからないのですけれども、つまづきを把握し、指導方法の工夫を指導するとあります。

先ほどの御説明では、例えば都の平均値や新宿区の平均値など、例えば取り出す力とか読

み取る力とか、そういうことが平均値に対して個人の生徒さん、あるいは児童が低いということが、これがつまずきなのか、そうではなくて、このつまずきというのはよくわからないのですが、指導方法の工夫につなげるということは、多分これは児童・生徒や家庭ではなくて、教員がどのように指導方法を工夫するか、あるいはここに改善と書いてありますけれども、その辺の、具体的なイメージがわからないのですけれども、どのように理解したらよろしいでしょうか。

○教育指導課長 このつまずきの部分というのは、基本的には個々一人一人の、具体的に言えば問題ができたかできなかったか、その問題ができなかった理由が、ミスではなくて、根本的に理解不足であるとか、習熟していないとか、そういったことです。ですから、委員がおっしゃるとおり、ここの部分が私どもも非常に重要だと思っています。一義的には教えている側の教員が、自分の指導に対して子どもたちが習熟をしているのかしていないのか、個々の一人一人の習熟がどうなのかということと、それから集団としての傾向をとらえて、何が足りなかったのか、どういった工夫が必要だったのかということ进行分析して、その後の指導に生かしていくということが重要だと思います。

ですから、これについても、授業改善推進プランという学校一まとまりの改善方策ではなくて、個々の教員に返っていくような方法もあわせて考えていかなければいけないというところを、今、教育指導課では論議をしているところでございます。

○熊谷委員 それはよくわかりますが、私がお聞きしたかったのは、つまずきということは都でどういうように使っているのか。子どものほうが、自分では、つまずいているのかと認識してしまいかねないですよ。つまずくのは必ずしも子どもじゃなくて、教えるほうだつまずくことがあるのではないですか。ですから、つまずきという言葉が何か調査の中で使われているのは、多分都が何かを意識しているのか、あるいはかつて、今までの経験で、何か教育上でこういうことをつまずいているんだというのか。

○統括指導主事 これはあくまでも学習上のつまずきということで、どうしてもいろんな知識を身につけたり、あるいはさまざまな学習能力を発揮する上で、どうしても困難な段階というか、困難な領域とかいうものは当然あります。それをきちんと調査をもとにして確認してから子どもたちに対応しようという意味合いで、ここでは例えば、先ほど例として挙げました理科のものですけれども、単純なグラフはみんな読めるけれども、実際に2つのグラフを比べてみたり、あるいはそこから類推したりということは、どうしても平均正答率というのは低くなっていってしまいます。その部分を、ではどういふふうな工夫をしたら子どもたち

がより正答率を高めるといふか、思考力を高めることができるか、そのどこに子どもたちが誤りやすいところとか、身につけにくい内容、知識が潜んでいるのかということ把握するための、調査であるというようにとらえているところでございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、次に、報告4について御意見、御質問のある方はどうぞ。ございませんでしょうか。

御質問がなければ、次に、報告5について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○白井委員 不登校対策委員会の設置というのは、本当に全区的に取り組む必要性というのは、ここ数年、やはり委員全員感じていたことなので、こういう形で推進していくということは大変いいことだと思います。

1つ質問は、新宿区教育委員会自体が区立の小・中学校の管轄ですけれども、中学3年まででその子が終わるわけではないので、この対策委員会に基づいて中学校がいろいろ活動してきたこと、それをその子が高校なり卒業した後のどこかとやはり引き継いでいかないと、中3で解決する問題でもないと思います。その辺のところ、この委員会の設置の所管事項といふか、その辺ではどのようにお考えなのですか。

○教育支援課長 確かに今回の委員会の設置に関しましては、具体的に公立小・中学校における対応、特に新たな不登校児童・生徒を出さないといふことの防止策、こういったことに重点を置いているところですが、例えば家庭環境などが起因して不登校になってしまうというケースももちろんあるわけです。私どもは、各学校にはスクールソーシャルワーカーなどを配置しているところですが、今回の委員会の設置を機に、子ども家庭支援センター、あるいは福祉関係の関係機関との行動連携なども図りながら、そういった情報について共有し、その後のお子さんの対応に努めていきたいと考えているところです。

○松尾委員長 ほかに何かございますか。

細かいことですが、4の所掌事務の(4)の不登校問題等を解決するための「等」の中に、例えばどのようなものが考えられますか。

○教育支援課長 実是不登校のお子さんの定義がありまして、年間を通じて30日以上欠席した児童・生徒を不登校児と定めております。学校内におきましては、年間の日数が30日に達しないまでも、長期欠席といふことで連続して5日以上あるいは7日以上といったことで、もちろんそれは土日や連休なども含めたら、さらに長い期間学校に出てこないといふお子さんもございます。今回の委員会におきましては、そういった長期欠席児のお子さんなどに対す

る、まずそういった兆候が見られたときに、先ほど申し上げましたように防止をするという観点から、そういったお子さんに対する対応ということで、その部分などがこの「等」に含まれるということでございます。

○**松尾委員長** この報告では開催スケジュールがあつて、その中身については具体的に書かれておりませんが、それは第1回の委員会で議論されて、具体的なスケジュールは決まってくるという理解でよろしいですか。

○**教育支援課長** 今、委員長御指摘のとおり、今回スタート時点が6月ということで、初年度ということなので、6月となっておりますが、実はこの開催月などについては意味がありまして、来年度以降は第1回目は4月に行く。これはなぜかということ、年間の運営方針であるとかスケジュールであるとかを確認し合うということがありますが、一つは1学期の学校対応についてをこの4月にお話をするとともに、やはり5月において連休明けに欠席をするお子さんが毎年発生いたします。そういったときの対応などについて事前にお話し合いをするということで、4月に行おうと考えています。

同じように、7月であるとか9月であるとか11月、これは3期休業期間に入る前、あるいは新たな学期を迎えたとき、こういった機会をとらえて開催することによって、そういった対応などについてを十分協議をしていきたいということで、年間の回数であるとか時期であるとかを決めているものでございます。先ほどの委員長の御質問で申し上げれば、一番初めのときに年間のスケジュール等についてを確認し合うということで、そのときに決めさせていただくということになります。

○**羽原委員** 今の不登校の定義は年30日以上、しかし、30日休んでみてから不登校児であったというのでは論外で、先ほど「等」という言葉をそこに入れるよりは、不登校問題というのは30日以内もある程度、1週間こういう事情で休んだということはいいとしても、ところどころ休んでいる場合、仮に10日休んでも、それはやはりちょっとおかしいなというアンテナに当然かかってくるわけですね。だから、それはそれでその学校でやると同時に、余り杓子定規に30日にこだわらないで、短期でも不登校傾向がある者については当然この対象になるというように考えないと、先ほどの説明の30日以上的に言うと、もう翌年の話になりかねないと思います。

○**教育支援課長** 私ども各学校で対応していただく場合の一つの目安というところで申し上げますと、2日連続して欠席した場合に、もう学校ではこういった兆候にあるお子さんであれば対応していただくというような考え方を持っています。特に欠席が多くなったり、あるい

は遅刻、早退が増えてきたり、また、どこそこが痛いと訴えて保健室に行きたがるとか、さまざまな形で不登校の兆候、サインを子どもは発しております。それを見逃さずにすぐに対応していくと、こういったことが大変、防止策としては必要であろうというように考えておりますので、そうした面に基づきまして、今後マニュアル等の作成、各学校での対応を徹底してまいりたいと、このように考えております。

○菊池委員 この間もちょっと御質問したことがありますけれども、この不登校対策委員会というのは、教育委員会事務局内に設置するというので、構成員はこういう方たちということで理解できますけれども、この問題に関しては、やはり学校医や養護の先生などが一番現場を見ている方たちかもしれませんので、そういう方たちがメンバーに入るとか、これは教育委員会事務局内に設置するということなので理解できますが、その連携とかその辺のことはどういう枠組みを考えていらっしゃるのですか。

○教育支援課長 今回の委員会の構成員といたしまして、本日資料でお示しのとおりでございますが、実際には対策委員会には、委員以外の者でももちろん委員長が必要と認める場合に出席をさせるという形をとっております。その中に入るのは、今、委員御指摘の、例えば学校医の医師であったり、あるいは警察であったり、あるいは心理士であったりという方々が含まれるのかなというように考えておりますが、その辺につきましては、今回の委員会の中でさらに議論をいたしまして、きちんとそういった方々の御意見だとか、あるいは参画の仕組みなどについても議論してまいりたいと思っております。

○松尾委員長 本日のところは設置ということで御報告いただいておりますけれども、また実際に委員会が開催されて、もう少し具体的な内容についてお話しただける機会がございましたら、また報告いただけるということでよろしく願いいたします。

その他、御質問ございますでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告6について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 この受入可能学級数の決定は、教育長裁断で決まるということで、これまでも何度か議論がありました。僕が言うべきことはほとんど申し上げましたが、確認のために一言、僕の考え方を申し上げておきたい。記録にとどめておいてほしいという意味です。

津久戸小学校の平成23年度のクラス編制1学級とする。これまでの2学級を1つ減らす。これが結果的に江戸川小学校への流入を取っかかりとなる。江戸川小学校の1学級3人というような異例な状況を若干とも改善する。そういう趣旨は僕はよくわかります。しかし、それではその観点だけでいいのかということが僕の疑問であります。



それで、なぜこの措置に若干の異議があるかといいますと、一つはクラス替えのできる教育の場をという旗を教育委員会は掲げていながら、今回、津久戸小学校を1学級にあえて減らすと。それなりの39人の地域の子どもたちがいる、あるいはまだ特別教室はつぶれても教室はあるという状況の中で、先手を打つような形で1学級に減らしていく。さらに津久戸小学校はまだどうなるか、増える可能性があるかもしれないということが1つ。

それから、教育委員会はこれまで学校選択制というものを一方で認めてきているわけです。そういう制度を認めていながら、津久戸については1学級にすると。これは、選択して希望するという保護者たちの意思を狭める結果になる。江戸川にとってはプラスになるにしても、津久戸志望の子どもたちにとっては狭き門にするわけです。こういうような、一方で選択制度を認めながら、行政の力で人為的に入り口を狭めるというか、1学級に絞っていくということでもいいのかどうか。

これは非常に苦しい選択だとは思いますが、一方で教育委員会としては、教育環境検討協議会というものを新たにつくるということでもあります。しかもその部会では非常に大きい課題である津久戸・江戸川問題に関連して、いろいろ教育環境の変化というものに対応しようとしている。その大きな課題として学校選択制度、通学区域、学校適正配置、こういうこれまでの教育の基本方針にしてきた三本柱を再検討しようということになった。そのときに、大きく新宿区の教育のあり方を問い直そうというときに、僕が言う小手先の1学級減というような措置は余り好ましくない。こういう検討協議会を設けて、大きく全般的な基本的な検討をしようというときに、前例を先手を打ってやっておくということがいいとはなかなか思えないと僕は考えています。やはり従来のルールを守って、行政権力のようなものは使わないで、この1年かけて根本から検討していくほうがいいのではないかというのが僕の結論であります。

それで、新宿区の状態で言うと、新宿区の29の小学校の学級編制を見ると、事務局のデータによると、30人以下のいわゆる小規模の学級が6割、59%を占めているわけです。15人以下が6.1%、16から20人が6.9%というように、30人以下だけで6割という状況になっているわけです。しかし、一方で教育委員会はこれまでクラスがえのできる学級編制と言ってきているわけですが、実際問題としては、各学年1学級という小学校が10校、それから全学年複数という望ましい形の学校が9校、つまり、非常に集中化と過疎化の厳しい中で、クラスがえという目標を立てても、それはなかなか難しい。しかも統合はなかなか2つのケースを見ても難しい。統合なしでいくとすれば、それは選択制をどうするかとか、通学区域をどうす

るかとか、そういう根本から洗い直さないで、1年早く小さい手を打つということ自体、納得がいきかねているわけです。この際、検討協議会では平成4年の答申を全般的に見直すという結果にならざるを得ないので、こういう行政の小手先というのは余り感心しないと僕は考える。

小規模学級を求める声は非常に強いですが、現実の問題として、6割は30人以下という小規模学級になっているわけです。さらに小さくなると、学業の面ではクラスの子どもの数が少ないというのは、手が回るというメリットはあると思いますが、一方で野球もできない、サッカーも人数が足りない。6年間10人とか15人とか、あるいは場合によっては3人とかの子どもたちが同じ顔ぶれだけで小さい社会をつくって育っていく。これが本当に教育現場としてはいいのかなと思うわけです。小規模学級がいいというのは非常に言われているわけですが、小規模学級にはマイナス面もあるということにも目を注いでいかないと、本来の教育という観点からいくと、いろいろ保護者の意見というものがあるが、教育行政全般という立場から泣いてもらわなければいけない部分もあるかもしれない、つまり全員が納得という形態はなかなか難しいと思いますが、それを今、大きく検討しようというときに、小手先で、しかも教室はある、あるいは39人という学区内の子どもがいるときに、こういうやり方は僕としては余り同調しかねる。この僕の考え方を一応申し上げておきたいと思います。

特にもういろいろ議論しているから、これという意見を申してくださなくても結構です。

○石崎教育長 この件については協議会などで本当に議論させていただきましたので、羽原委員からあえてもう意見はというお話ですが、津久戸小学校を受入可能学級数1にしましたのは、先ほど学校運営課長から説明をさせていただきましたように、津久戸小学校の普通教室数の今後の見通し、転用の見通しと、そして現在わかっているゼロから5の未就学児の数を見たときに、やはり可能なところで手を打っておかないと、数年後に非常に教室の確保が厳しくなるということが第一の理由でありますので、江戸川小と隣接しているという部分での江戸川小についての児童数の増ということで、先ほどの要望書なども出されてきている部分がありますので、リンクする部分もあるかもわかりませんが、第一の理由はそういうことです。

そして、江戸川小の子どもたちが選択制度を使うという場合においては、江戸川小の子どもたちが選べる学校というのは隣接の学校が選べますので、そういう意味では津久戸だけではなく、隣り合っている学校が数校ありますので、そういう面では制度は生きているというように事務局では考えているところです。

○松尾委員長 ただいまの件につきましては、何か御意見ございますでしょうか。

それでは、私から1点だけお伺いしたいのですが、津久戸小の将来の児童数の増加によって、普通教室に転用可能な教室が2つ、どうしてもというときにはもう一つということでしたけれども、そのときに転用する教室というのは、例えば算数少人数指導用の教室とか、そういうものではないかと思うのですが、いかがですか。

○学校運営課長 津久戸小で普通教室に転用可能な教室というのは、現在のところ、一つは少人数指導に使っている教室、もう一つは国際理解教室という、この2つでございます。

○松尾委員長 少人数指導というのは、クラスの子どもの数が多い場合に、教科の内容によってはクラスを分けて少人数で指導したほうが望ましい、よりよい指導ができるという場合に分けて使うような部屋だと思いますけれども、子どもの数が増えるということは、ますますそのニーズがあるにもかかわらず、少人数指導用の部屋を普通教室に転用しなければならないということですから、まことに残念なことだと僕は思いますけれども、それはしかし学校の設備の限界と申しますか、昔の教育方法で設計された教室を現在でも使っているということがその一端にあるわけです。

今後、これは非常に長いスパンの話であると思いますけれども、今後の学校をどうしていくかということを考えるときに、その教室の設計、配置等についても、これからは十分なフレキシビリティを確保する形でやっていかないと、またいつ何どきこういう問題が生ずるかもわからないと思うわけです。そうすると、例えば子どもが少ない時期というのは、多少あいている部屋があったりして無駄に思えるかもしれないけれども、やはりそういう余裕というものを持ってやっていかないといけないということも、一方ではあるかなというふうに私は思いました。ですから、これは今すぐ対策がとれるということではないですけれども、長期的な視野に立って施策を決めていくときには、そういう観点を織り込むべきではないかというように思います。

○学校運営課長 今の委員長の御指摘は、まさにそのとおりで考えております。これから新しい学校、具体的な予定はないですけれども、新しくつくっていくとか、それからまたもし大規模な改修等がある場合には、それなりのいわゆる本当に柔軟に使える部屋を視野に入れておく。それから、子どもの数というのは予測できないところもあるわけですから、そういう予想外のところも含めて配置していくというような観点も必要ではないかというように考えますので、御指摘を心していきたいと考えてございます。

○松尾委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告7について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○石崎教育長 今日には両校の関係者の方々が傍聴に来ていただいているわけですが、こういう要望書がまとまって提出されてきましたので、先ほど副参事から説明もありましたが、要望の趣旨とその方策について、どのように可能なのかということは事務局で本当によく検討させていただいて、また、この教育委員会に予算編成の段階ですとかさまざまな時期をとらえて報告させていただくような形になるのではないかと思いますし、事務局でよく検討していきたいと思います。

○松尾委員長 これは昨年度設置されまして、私の聞くところでは、大変真摯な議論を積み重ねて合意文を出していただきまして、さらに今回の要望書をもって解散するということがあります。これまで地域の教育のために真剣に議論してくださった皆様には大変感謝申し上げます。これからもどうぞ新宿区の教育のためにひとつよろしく願いいたしたいと思っております。今回の要望書の内容につきましては、内容をよく読ませていただいて、適切な形で新宿区の教育に生かしていきたいと思っております。

ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告8を非公開により報告を受けます。

傍聴人の方は退席をお願いいたします。

午後 5時49分再開

---

#### ◆ 報告9 その他

○松尾委員長 次に、本日の日程で報告9、その他となっていますが、事務局から報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 報告事項は以上で終了いたします。

---

#### ◎ 閉 会

○松尾委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 5時51分閉会